

佐賀県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第14号

佐賀県庁舎管理規則の一部を改正する規則

佐賀県庁舎管理規則（平成18年佐賀県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「庁舎」とは、県が日常の事務又は事業の用に供する建物（その附属工作物及び敷地を含む。）のうち、専ら次に掲げる事務又は事業の用に供される部分以外の部分をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第1号</u>に規定する学校その他の教育機関の事務又は事業</p> <p>(4) 略</p> <p>別表（第4条関係）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「庁舎」とは、県が日常の事務又は事業の用に供する建物（その附属工作物及び敷地を含む。）のうち、専ら次に掲げる事務又は事業の用に供される部分以外の部分をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条第1号</u>に規定する学校その他の教育機関の事務又は事業</p> <p>(4) 略</p> <p>別表（第4条関係）</p>												
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="239 1018 651 1066">庁舎の区分</th><th data-bbox="651 1018 1099 1066">庁舎管理者</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="239 1066 651 1153">本館、新行政棟、<u>南別館東庁舎</u>、<u>南別館西庁舎</u>、議会棟</td><td data-bbox="651 1066 1099 1153">経営支援本部資産活用課長</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="239 1153 1099 1200">略</td></tr></tbody></table>	庁舎の区分	庁舎管理者	本館、新行政棟、 <u>南別館東庁舎</u> 、 <u>南別館西庁舎</u> 、議会棟	経営支援本部資産活用課長	略		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1167 1018 1579 1066">庁舎の区分</th><th data-bbox="1579 1018 2033 1066">庁舎管理者</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1167 1066 1579 1153">本館、新行政棟、南別館、<u>議会棟</u></td><td data-bbox="1579 1066 2033 1153">経営支援本部資産活用課長</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1167 1153 2033 1200">略</td></tr></tbody></table>	庁舎の区分	庁舎管理者	本館、新行政棟、南別館、 <u>議会棟</u>	経営支援本部資産活用課長	略	
庁舎の区分	庁舎管理者												
本館、新行政棟、 <u>南別館東庁舎</u> 、 <u>南別館西庁舎</u> 、議会棟	経営支援本部資産活用課長												
略													
庁舎の区分	庁舎管理者												
本館、新行政棟、南別館、 <u>議会棟</u>	経営支援本部資産活用課長												
略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。